

廿日市市オフィス誘致促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の雇用機会の確保及び新たなビジネスの創出を促進するため、市内で新たに事業場を開設する者に対し、予算の範囲内において、廿日市市オフィス誘致促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 市内の空き家又は空き店舗等で、市長が認める施設
- (2) 事業場 建物を借り受けて、次条各号に掲げる事業を行う事業所
- (3) 新規雇用常用労働者 この要綱により助成金の交付を受ける事業者
に新たに採用され、事業場において継続して常時雇用される労働者
（事業所の移転又は新設に伴い、市外から新たに転入する事業場の従業員を含む。）

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、市外から事業所を移転し、又は市内に事業所を新設するために、建物（設備を含む。以下同じ。）を新たに借り受けて次に掲げる事業等を行う法人又は個人とする。

- (1) 情報サービス業
- (2) インターネット付随サービス業
- (3) コールセンターに付随する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事業

(指定の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、当該事業場の設置に係る工事等に着手する日の30日前までに、奨

励指定申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 労働者の雇入れに関する計画書（別記様式第 2 号）
- (3) 財務関係書類
- (4) 登記事項証明書、定款又は寄附行為（法人に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（指定書の交付）

第 5 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号に掲げる要件を全て備え、当該申請に係る事業を助成金の交付対象として指定すべきものと認めるときは、奨励指定書（別記様式第 3 号）により指定申請者に通知するものとする。

- (1) 当該申請に係る事業場の設置により、市内において新たに事業場を設けることとなること。
- (2) 新規雇用常用労働者が 1 人以上のものであって、3 年以上の業務継続が予定されているものであること。
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を行っていないこと。
- (4) 商品先物取引に関する事業を行っていないこと。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引、同法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 3 条に規定する電話勧誘販売その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行っていないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行っていないこと。
- (7) 事業者及び従業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員でないこと、かつ、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれらに準じる者でないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者その他助成金を交付することが不適当と認められる者

2 市長は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更等の届出）

第6条 指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その指定を受けた内容に変更等が生じる場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（助成金の額等）

第7条 市長は、指定に係る事業場において、事業場の賃貸借期間の開始日が属する月から起算して36か月間を助成金の交付対象期間とする

2 助成金の額は、指定に係る事業場における次に掲げる経費（第1号及び第2号は初回の交付申請対象期間のみ交付する。）のうち市長が相当と認めるものの総額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は200万円のいずれか低い額とする。

(1) 内装改修費 事業場の内装の改修に要する経費

(2) 設備機器購入費 情報通信システムの導入に要する経費

(3) オフィス賃借料 オフィス誘致促進事業の用に供する事業場の賃借に要する経費

(4) 通信回線使用料 オフィス誘致促進事業の用に供する事業場において、業務を行うために使用する通信回線に要する経費

（助成金の交付申請）

第8条 指定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 雇用保険加入者一覧表その他新たに雇用した常用労働者を確認する

ことができる書類

- (3) 助成金に係る経費の支出に関する証拠書類の写し
- (4) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 事業場に係る賃貸借契約書の写し
- (7) 法人等の設立・設置申告書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 指定事業者は、前項の規定による申請は、助成を受けようとする期間（申請時期は、1年目は13か月目、2年目は25か月目、3年目は37か月目とする。）ごとに行わなければならない。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（報告等の徴収等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対して、指定事業の実施の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、指定事業の実施の状況が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、指定事業者に対し、これらに適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 指定事業者は、第1項の規定による報告の徴収の求め又は前項の規定による指示を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これに従わなければならない。

（指定等の取消し）

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定又は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すこと

ができる。

- (1) 正当な理由によることなく指定後に、指定又は助成金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由によることなく指定又は助成金の交付に係る事業場等において助成金を交付した後 3 年以内に当該業務を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 第 5 条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (4) この要綱に違反する行為があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により指定又は交付決定を受けたとき。

(助成金等の返還)

第 1 2 条 市長は、前条の規定により指定又は交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 1 3 条 指定事業者は、第 1 1 条の規定に基づく取消しにより助成金の返還を命ぜられたときは、当該助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額の加算金を市に納付しなければならない。

2 指定事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、指定事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の制度との調整)

第 14 条 指定事業者に対する国、県又は市の制度に基づく措置がこの要綱に基づく措置と重複して適用される場合におけるこの要綱の適用については、市長が別に定める。

(その他)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に事業場を設置しようとする事業者に対して適用する。
- 2 この告示の施行の日以後 30 日以内に事業場の設置に係る工事に着手する者に対する第 4 条の申請期限については、同条の規定にかかわらず、当該工事に着手する日までとする。
- 3 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた者に係るこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の廿日市市オフィス誘致促進助成金交付要綱第 9 条の規定により交付の決定のあった指定事業者については、なお従前の例による。